

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アクシスコンサルティング株式会社			コード	9344
提出日	2026/9/7	異動（予定）日	2026/9/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	江戸川泰路	社外取締役	○										△						有
2	山口秀紀	社外取締役	○								△							新任	有
3	大友良浩	社外取締役	○														○		有
4	高野寧績	社外取締役	○														○		有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	江戸川泰路氏につきましては、当社は同氏が代表取締役を務めるEDiX株式会社と2025年8月まで顧問契約を締結しておりました。その顧問料は年額600万円以下であり、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	江戸川泰路氏は、公認会計士として会計について高い専門性と豊富な経験を有していることに加え、他社において社外取締役監査等委員などを務めております。またスタートアップ支援の専門家としての知見も活かして、客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことが期待できるため、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。 なお、同氏はEDiX株式会社の代表取締役であり、当社は同社と顧問契約を締結しておりましたが、2025年8月をもって同社との顧問契約を終了しております。したがって同氏は独立性基準に抵触しておらず一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員としての資格を充足するとともに適任と判断し、独立役員に指定するものであります。
2	山口秀紀氏につきましては、当社主要取引銀行であります株式会社三井住友銀行に2023年6月まで在籍しておりました。当社は株式会社三井住友銀行と資金借入の取引があり、直近事業年度末における同行からの借入残高は当社連結総資産の2％であります。同氏は、現在同行の意向に影響される立場にはなく、十分な独立性が確保されていると判断しております。 また、同氏は2026年9月のみ当社と顧問契約を締結しております。当社が同氏に支払う顧問料は116万円であり、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	山口秀紀氏は、金融機関で企業審査に携わった経験及び監査役としての経験から、企業経営、コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメントに関する豊富な経験・知見を有しております。特に財務・ファイナンスに関する専門的な知識・経験を活かし、客観的な立場から当社の経営に対して適切な監督を行うことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。 なお、同氏は当社主要取引銀行であります株式会社三井住友銀行に2023年6月まで在籍しておりましたが、現在同行の意向に影響される立場にはありません。また、同氏は2026年9月より当社顧問を務めておりますが、同月をもって契約を終了する予定です。なお、当社が同氏に支払う顧問料は116万円であります。したがって同氏は独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員としての資格を充足するとともに適任と判断し、独立役員に指定するものであります。
3		大友良浩氏は、弁護士としてグローバルな企業法務・リスクマネジメントに携わり、高い専門性と豊富な経験を有していることに加え、他社において社外監査役を務めております。当社においては、経営全般に対しての提言等により、コーポレートガバナンスの強化が期待されるとともに、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員としての資格を充足するとともに適任と判断し、独立役員に指定するものであります。
4		高野寧績氏は、公認会計士・税理士として会計・税務について高い専門性と豊富な経験を有していることに加え、これまでに上場企業などの社外取締役監査等委員などを務めております。当該知見を活かして、客観的な立場から当社の経営に対して適切な監督を行えるものと期待しております。同氏は社外取締役となる以外の方法で会社の経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員としての資格を充足するとともに適任と判断し、独立役員に指定するものであります。
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。